保存版

災害廃棄物 ハンドスック

大きな災害で出た*ご*み って、どうするの?











目 次

1. 災害廃棄物について ・・・・・・・・・P1
2. 災害時に発生するごみとその出し方 ・・・・・P2
3. 災害廃棄物の集積場所 ・・・・・・・・・・・・・・・
4. なぜ災害時にも分別が必要なの? ・・・・・・P7
5. どんなことに気をつければいいの? ・・・・・P8
6. 災害廃棄物を減らすための取り組み · · · · · P9

延岡市

令和5年3月

はじめに

近年、全国各地で大規模な災害が発生し、本市におきましても、過去に台風にともなう洪水や竜巻により、大きな被害を受けています。

また、今後、30年以内に70~80%の確率で南海トラフ巨大地震が発生すると言われています。

地震や風水害などの大規模な災害が起こると、いつもの生活ごみに加え、大量 の災害廃棄物が発生し、被災地の復旧・復興の大きな足かせとなります。

大規模災害からの復旧・復興への第一歩となる災害廃棄物の処理を迅速に行う ため、市民の皆さまにも日頃から災害に備えていただくことを目的に、本ハンド ブックを作成しました。

> 令和 5年 3月 延岡市資源対策課

1. 災害廃棄物について

大きな地震や風水害などが発生すると、いつもの生活で発生するごみに加えて、 被災した家などを片付ける際に出てくる家財道具(壊れたり、水に浸かったりし て使えなくなった家具、家電、畳等)や壊れた家などを撤去する際に出てくるが れき(木くず、コンクリート等)といった災害廃棄物が大量に発生します。

▮ 災害廃棄物の問題点

災害廃棄物が家の前や道路脇に無秩序に出されると、緊急車両(消防車や救急車)やごみ収集車等が通行できない、ごみの撤去作業に時間がかかる、悪臭等による生活衛生環境の悪化につながるなど、早期復興の妨げになります。

災害廃棄物を一日も早く処理し、日常生活を取り戻すには、市民の皆さんのご 理解とご協力が必要です。

◆ 災害廃棄物の排出状況 (平成17年9月 台風14号)

平成 17年9月4日~6日にかけて本県に来襲した台風 14号は、総雨量 1,000 mmを超える記録的な豪雨をもたらし、本市においても、家屋の浸水などの甚大な被害を受け、多くの災害廃棄物が発生しました。

このとき、道路脇や空き地等、市内のいたるところに、市が設置を認知していない勝手集積所が発生し、片付けごみなどが分別されていない混合 <u>状態</u>で山積みになったため、全ての災害廃棄物を撤去するまでに1ヶ月以 上かかりました。









2. 災害時に発生するごみとその出し方

災害時は、収集がすぐに始められないことや、ごみが一度にたくさん出ることで収集が間に合わないことがあります。急いで出す必要がないものはご家庭で保管をお願いします。

ごみの出し方(場所や方法等)や収集開始時期は、災害の規模等によって異なります。自己判断で捨てずに、市からの広報(ホームページや LINE 等)などを確認してください。

生活ごみ

<u>被災の有無に関わらず、普段の生活で発生する通常のごみ</u> (燃やすごみ、燃やさないごみ・粗大ごみ、資源物)

生活ごみは、災害発生後、早急に収集を再開する予定です。 特に、燃やすごみ(生ごみなどの腐りやすいもの)は、公 衆衛生の観点から、優先して収集します。



基本的に生活ごみは、**いつもどおり家庭ごみを出す場所**に出してください。 災害の状況によって、収集日や分別方法など、通常の出し方と異なる場合 があります。 ■

大規模な災害の場合は、資源物や粗大ごみなどは、 収集体制が整うまで、ご家庭での保管をお願いする 場合がありますのでご協力ください。

片付けごみ

自宅内にある被災したものを片付ける際に出るごみ

(災害で壊れたり、水浸しで使えなくなった家具や家電、畳、少量の瓦・コンクリートブロック等)

被害の状況等に応じて、市が臨時で集積場所(<mark>災害用臨時ごみステーションや仮置場</mark>)を開設します。

開設場所や出し方(持ち込み方法)等は、 決まり次第、市の広報等でお知らせします。 早期処理のため、<u>必ず分別</u>をお願いします。



※ 高齢者世帯などでごみ出しが困難な方には、戸別収集やボランティアセンターと連携した支援体制の確保が行えるよう尽力いたしますが、災害時は深刻な人員不足が予想されることから、できる限りご家族や近隣の方でのご協力をお願いしたします。

がれき

<u>被災した住宅の建物解体等によって出るごみ</u> (大量の瓦・コンクリートがら・壁材・木材・金属くず等)

被災家屋等の解体は、原則、<u>所有者の方の責任で業者</u> に依頼してください。



避難所ごみ

避難所での生活で出るごみ

(燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物)

避難所ごとの分別ルールに従って、ごみを出してください。



し 尿

<u>断水や下水管の破損などによりトイレが使えなくなった際に</u> <u>出るし尿</u>

災害によりトイレが使用できなくなった場合は、避難所に設置される仮設トイレやマンホールトイレを使用してください。

ご家庭で水や食料と合わせて携帯トイレなどを 備蓄していると安心です。携帯トイレを使用する 場合は、汚物を必ず凝固剤などで固めてから、 家庭ごみ(燃やすごみ)として出してください。 収集する際に飛散する恐れがありますので、汚物 をそのままの状態でごみ袋には入れずに、新聞紙 などで包んだうえで内袋に入れてしっかり口を縛 った状態でごみ袋に入れてください。



※ 災害時でも各家庭で対応できるよう、災害が起きる前に、水や食料と合わせて携帯トイレ等の備蓄をお願いします。

3. 災害廃棄物の集積場所

災害廃棄物は、原則、市が臨時で開設する集積場所(災害用臨時ごみステーションや仮置場)に出していただくことになります。開設場所や出し方などは、決まり次第、市のホームページや被災地区の区長等を通じてお知らせします。

■ 災害用臨時ごみステーション

災害にともない家庭から出される片付けごみを出すために臨時で開設する集積場所。

- □ 災害用臨時ごみステーションは、地区の皆さまが普段生活している<u>近隣</u> の公園や空き地などに開設する予定です。
- □ 災害用臨時ごみステーションにごみを出す際は、看板などに従い<u>分別したうえでの排出</u>をお願いします。看板がない場合も、可燃ごみ、不燃ごみ、大型ごみ(家具、畳等)、埋立ごみ(瓦、コンクリートブロック等)など、種類ごとに分別して置いてください。
- □ 災害用臨時ごみステーションは地区の集積所になります。<u>他地区からの</u> <u>持込み</u>や事業所からの排出はご遠慮ください。
- □ 災害用臨時ごみステーションの管理については、地域の生活環境を守る ため、<u>地域の皆さまで分別の管理</u>や<u>見守り活動</u>などのご協力をお願いい たします。
- ※ 家電リサイクル法や資源有効利用促進法(PCリサイクル法)の対象となって

いる家電4品目(エアコン、テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) やパソコンについては、原則、災害用臨 時ごみステーションには出せません。戸 別収集や仮置場での回収を予定していま す。その際、<u>り災証明書</u>や被災区長証明 書を確認させていただきます。









↑ 被災区長証明書

被災区長証明書については、市のホームページから様式を ダウンロードすることができます。

(https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/25/21151.html)



▲QR⊐ード

◆ 災害用臨時ごみステーションにおけるごみの出し方 ≪例≫

◎ 令和元年9月 台風 17号 (竜巻)





◎ 令和4年9月 台風14号(水害)







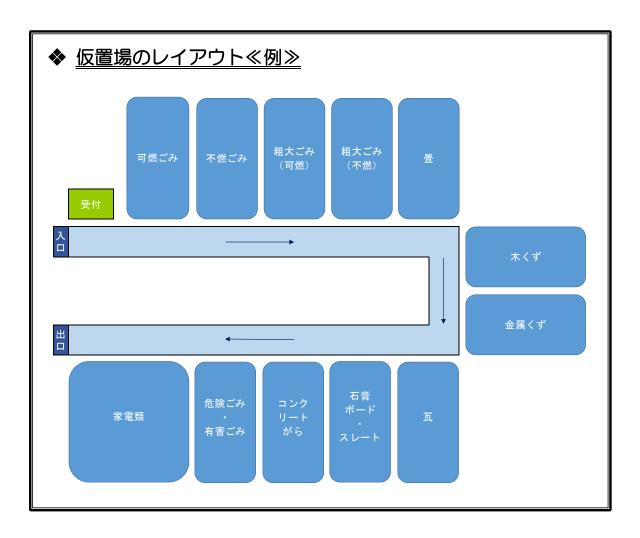


※ 災害時は深刻な人員不足が予想されます。災害の規模等によっては、看板の 設置がすぐにできない場合があります。看板がない場合も、可燃ごみ、不燃 ごみ、大型ごみ(家具、畳等)、埋立ごみ(瓦、コンクリートブロック等) など、種類ごとの分別をお願いします。

■ 仮置場

災害にともない発生したがれきや片付けごみを一時的に集積し、分別・保管しておく場所。

- □ 仮置場は、**面積が比較的広い公園**や**グラウンド**などに開設する予定です。
- □ 仮置場へのごみの持込みについては、<u>り災証明書</u>や<u>被災区長証明書</u>の確認をさせていただきます。
- □ 仮置場では、ごみを種類ごとに<u>分別し荷下ろし</u>をしていただきます。必ず係員の指示に従ってください。
- □ 持ち込みの際は、円滑な荷下ろしや渋滞の緩和のため、できるだけ分別 した状態で車に積み込み、持ち込んでください。また、ご近所の方や自 治会の皆さまと協力していただき、できるだけまとめて持ち込んでくだ さい。
- □ 持ち込みは、<u>定められた時間内</u>にお願いします。時間外の搬入は不法侵入、不法投棄とみなされます。



4. なぜ災害時にも分別が必要なの?

ごみは種類によって処理の仕方が異なります。過去の災害でも、片付けごみなどが分別されずに排出され、その後の処理が難しく、<u>処理の遅れ</u>や<u>費用の増大</u>につながっています。災害時の大変な中ではありますが、分別にご協力いただくことで、ごみの処理が円滑に進み、1日も早い市民生活の再建へとつながります。

◆ 災害廃棄物の排出状況 (令和4年9月 台風14号)

令和4年9月に発生した台風 14号にともなう記録的な豪雨により、本市では、家屋の浸水などの甚大な被害を受け、多くの災害廃棄物が発生しました。

このとき、一部の災害用臨時ごみステーションなどで、片付けごみが分別されていない混合状態で山積みになったため、その後の運び出しが簡単にはできず、開設後、<u>わずか1日で閉鎖</u>しなければいけない事態となりました。また、全ての災害廃棄物を撤去するまでに4ヶ月以上かかるとともに、重機による分別が必要となったことから、民間の廃棄物処理業者に委託し、多大な費用が発生しました。









※ ごみの集積場所が分別されていない混合ごみでいっぱいになると、ごみを出す場所がなくなり、結果的に、ご家庭での片付けが遅れることになります。

5. どんなことに気をつければいいの?

- ◎ ごみを出す際は、市の広報(ホームページや LINE 等)や避難所の掲示を確認し、落ち着いた行動をお願いします。
 - ② <u>収集日や出し場所、出し方などが通常時と</u> 変わる場合があります。



- ◎ 生活ごみは、腐りやすい生ごみなどが含まれている燃やすごみを優先して 収集します。急を要さないごみは、極力保管いただくよう、 ご協力をお願いします。
 - ② 資源物は収集を一時的に中止する可能性があります。 その場合でも、分別は普段通り行っていただき、 再開まで家の中での保管をお願いします。
- ◎ 市が集積場所として指定していない道路脇や公園、空き地などにごみを出さないでください。
 - ② 緊急車両などの通行の妨げや収集の遅れの 原因になります。片付けごみは、必ず市が 指定する災害用臨時ごみステーションや仮 置場に出してください。
- ◎ 生活ごみや災害と関係ない便乗ごみ等を災害用臨時ごみステーションや 仮置場に持ち込まないでください。(り災証明書や被災区長証明書を確 認させていただきます。)
 - ⑦ <u>災害発生前から既にごみであったもの</u> (例:捨てずに置いていた古いブラウン管テレビやタイヤ、消火器等)は、 持ち込まないでください。
- ◎ 災害用臨時ごみステーションや仮置場に車でごみを 持ち込む際は、車に積み込む段階から分別をお願い します。
 - プ 円滑な荷下ろしや渋滞の緩和につながります。



- ◎ 片付けごみとして冷蔵庫や冷凍庫を出す際は、生ごみなどを入れたまま捨てないようにしてください。捨てる前に必ず中身を確認し、空にしてください。
 - 少 中身が入った冷蔵庫や冷凍庫は処理業者に引き取ってもらえません。1台ずつ手作業で中身を取り除かなければならず、かなりの時間がかかるため、処理の遅れにつながります。また、悪臭や害虫発生の原因になります。



6. 災害廃棄物を減らすための取り組み

災害時のごみを減らすことは、身を守ることにもつながります。

取組1: 不要なものは処分しておきましょう

災害時に、押し入れや物置にしまい込んでいるものが散乱すると、危険なうえに、片付けに手間がかかります。

現在使っていない家具や電化製品などは、 リサイクルや粗大ごみに出すなど、普段から ためこまず処分しましょう。





取組2: 家具の転倒防止策を講じましょう

家具や電化製品を壁や天井に固定して倒れにくくすることで、家具などの破損を防ぐことができ、災害時のごみを減らすことはもちろん、身を守ることができます。

- □ 家具はつっぱり棒やL字金具で固定する。
- □ テレビは転倒防止のストラップを設置したり、下に粘着マットを敷く。
- □ 棚の上など高いところには危険なも のを置かない。
- □ 軽いものは上段、重いものは下段に 収納して重心を低くする。





● 災害廃棄物の処理等に関して情報を入手する方法

大規模災害が発生した際のごみの出し方や集積場所、その他災害廃棄物の処理等に関する情報については、市のホームページや LINE から入手することができます。

☑ 延岡市公式ホームページ

https://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/soshiki/25/

右のQRコードをスマートフォン等で読み取ると、市のホームページを見ることができます。



▲QRコード

☑ <u>延岡市公式 LINE</u>



▲QRコード

左のQRコードをスマートフォン等で読み取り、友だち追加を お願いします。

編集•発行

延岡市クリーンセンター資源対策課 〒882-0854 延岡市長浜町3丁目1954番地3

電話:0982-34-2626



【発行】 令和 5年 3月